役員選出規程

2020 年 1 月 28 日
2020 年 2 月 27 日（修正）
2020 年 3 月 7 日（修正：選挙運動規程追加）
2020 年 3 月 26 日（修正：理事の任期追加、理事長選出改訂）
理事会承認

（役員定数）
理事の定数は 7 名とし、選挙により選出する。

（理事の任期）
選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

（選挙の時期）
任期満了による理事選挙は 2 年毎とする。

（被選挙（立候補）資格者）
(1) 被選挙資格者は、その選挙で選出される新理事の任期の開始日において、20 歳以上、70 歳以下の会員である者とする。
(2) 理事選挙は立候補制とし、希望者は立候補届および所信表明を理事会が決定した期日までに DCFA のホームページより事務局に提出しなければならない。
(3) 立候補締め切り後、会員に DCFA のホームページを用いて立候補者の告示を行う。告示期間中は、立候補の辞退を受け付ける。告示期間終了後、確定となった立候補者について報告を行う。

（選挙（投票）資格者）
選挙資格者は、当該理事選挙で選出される新理事の任期の開始日において会員である者とする。

（選挙の施行）
(1) 選挙は選挙管理委員会にて行う。選挙管理委員会の委員長、委員は理事長が任命する。
(2) 選挙における一人当たりの投票数は、最大 3 票とする。投票数を超える投票があった場合は当該投票を無効とする。
(3) 投票が白票または無効の場合は、有効投票数に含まない。
(4) 得票数上位者から当選者を決定する。得票数が同数となり選出人数を超える場合には、理事会において当選者を次の順序で決定する。①SF 資格を持っている方を優先。②会員歴の長い方を優先。③生年月日の古い方を優先。
(5) 立候補者が選出人数以下の場合、当該選挙は信任投票とする。「信任」、「不信任」のいずれかに投票し、有効投票数の過半数の信任により当選とする。

（選挙の結果）
(1) 結果発表は、当選者を五十音順に発表する。なお、得票数および順位の発表は行わない。
(2) 当選者が辞退した場合、同選挙の次点者を繰り上げて当選とする。
(3) 選出された理事候補者は、総会において、候補者ごとに理事選任の決議に諮る。

（理事長の選出）
理事長は理事の互選により決定する。理事長の選任には理事の過半数の承認を要する。

（選挙公報）
選挙管理委員会は、立候補者の氏名、意見等を掲載した選挙公報を 1 回発行し、会員へ郵送する。

（立候補者の選挙運動）
立候補者は、自分自身の当選を目的として、投票権のある会員に働きかける選挙運動が行うことができる。選挙運動が出来る期間は、立候補者の告示期間とする。
2 立候補者は、選挙運動を目的とした次の行為のみ可能とする。
・Facebook の「ドラムサークルファシリテーター協会　会員交流グループ」での文書図画の投稿およびユーザー間がやり取りするコメント機能の利用。

（会員の選挙運動）
本会の会員である個人または団体は、立候補者の当選を目的として、投票権のある会員に働きかける選挙運動が行うことができる。選挙運動が出来る期間は、立候補者の告示期間とする。
2 本会の会員である個人または団体は、選挙運動を目的とした次の行為のみ可能とする。
・Facebook の「ドラムサークルファシリテーター協会　会員交流グループ」での文書図画の投稿およびユーザー間がやり取りするコメント機能の利用。

（選挙運動における禁止事項）
立候補者及び会員の選挙活動において、次に挙げる行為を禁止とする。
(1) 飲食物を含む金品の提供を行うこと。
(2) はがき、 封筒等による文書図画の配付及び郵送。
(3) 電子メール、チャットなどのメッセージの送信。
(4) 電話。
(5) ファクシミリによる文書図画の送信。
(5) 会員の自宅及び職場等への戸別訪問。
(6) 文書図画における虚偽又は不正な内容の掲示。
2 前項の規定に反する場合、または倫理的に問題がある場合には、選挙管理委員長の名のもとで注意、是正勧告、当選の取り消しを行うことが出来る。

（1）当選の取り消しとするのは、当選人がこの規程に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合とする。
（2）規定に反する及び倫理的な問題に該当すると判断され、選挙管理委員会の調査対象となる者については、弁明の機会が保障されるものとする。
（3）選挙管理委員長は、処罰の結果を公表するものとする。

（選挙運動ができない者）
次に挙げる者は、選挙運動ができない者とする。
（1）本会の会員ではない者
（2）本会の選挙管理委員会の構成員

以上